

### 熊川クラブ(学童クラブ)を利用してみませんか?



熊川児童館内の熊川クラブ(学童クラブ)は、主に第二小学校、第三小学校の児童が利用していますが、現在、入所定員に余裕があります。

【育成時間】下校時～午後6時(土曜日および学校の春・夏・冬休み期間中は午前8時30分～午後6時)※午後6時～7時、および学校休業日の午前8時～8時30分の延長育成を実施しています(別途延長育成料がかかります)。

【特色】広い遊戯室や庭があり、高学年の児童でものびのびと遊ぶことができるほか、児童に人気の手作りおやつも充実しています。また、熊川クラブ独自のサービスとして、上記育成時間からさらに、午後7時～8時、学校休業日の午前7時30分～8時までの延長育成を実施しています(別途延長育成料がかかります)。

【対象】保護者の就労等により、昼間家庭で育成を受けられない小学生

【育成料】月額4,000円(減額または免除となる場合があります)※別途、クラブ活動費(月額1,000円)がかかります。

【申込方法】入所を希望する月の前月15日までに必要書類を市役所1階8番子ども育成課子ども育成係窓口へ提出してください。※詳細は、市ホームページをご覧ください。

【問合せ】子ども育成課子ども育成係 ☎ 551・1733

### 急募! 福生市高齢者配食サービス事業等の管理栄養士・厨房調理補助の募集

- 【職種・募集人員】
  - ①管理栄養士・1人
  - ②厨房調理補助・若干名
- 【応募資格】管理栄養士免許を有する方※①のみ
- 【勤務時間】月曜日～土曜日
  - ①午前8時30分～午後5時
  - ②午前9時～午後4時
 ※あらかじめ定められた日(週3日程度)
- 【賃金】①時給1,800円※採用から3か月間は1,400円
- ②時給1,050円※採用から3か月間は990円
- 【選考方法】書類選考・面接試験
- 【採用予定日】随時(心相談)
- 【申込み】電話で社会福祉

### 協議会総合運営課総務係

(☎552・2121)へ連絡のうえ、午前8時30分～午後5時15分の間に、自筆の履歴書(A4版・写真貼付)を社会福祉協議会へご持参ください(日祝日を除く)。

※①は資格証明書等の写しも必要です。

### 健康診査を受けましょう!

現在の健康状態を確認し、生活習慣病の改善・予防をしましょう!

### ▼後期高齢者健康診査

【期間】7月1日(月)～10月14日(祝)

【対象】後期高齢者医療制度に加入されている方

※対象の方には、6月下旬に受診券を送付しました。

▼若年健康診査

【期間】7月15日(祝)～10月14日(祝)

### ▼無保険者健康診査

【期間】7月15日(祝)～10月14日(祝)

【対象】市内在住の30歳と35歳の方で、健診を受ける機会がない方(平成31年4月1日現在の年齢)

【定員】先着170人

【申込み】電話で保健センター ☎552・0061へ。申請者に随時受診券を送付します。

### ▼特定健康診査(年度中途加入者対象)

【期間】7月15日(祝)～10月14日(祝)

【対象】40歳以上で、平成31年4月2日～令和元年6月30日までに国民健康保険加入の手続きをされた方(この期間以降に手続きをされた方は、保健センターへ直接お申し出ください)。

※対象の方には、7月上旬に受診券を送付します。

### 公立福生病院で市民公開講座を開催します

今回のテーマは、「その肩の痛み、本当に五十肩ですか?」です。

【日時】7月26日(金)午後2時～3時

【場所】公立福生病院1階多目的ホール

【対象】どなたでも参加できます。

【定員】当日先着70人

【講師】白澤英之氏(整形外科 外科医長)

【注意事項】公共交通機関をご利用のうえ、ご来院ください(駐車場有料)。

【問合せ】公立福生病院患者支援センター ☎551・6210

### 「家庭の日」図画・作文を募集しています

福生市青少年問題協議会では、「家庭の日」にちなみだ図画・作文を募集します。家族で出かけたことや、普段の生活などをテーマにして、お気軽にご応募ください。

【応募資格】市内の小・中学生

【応募方法】図画・作文(図画は大きさB2判～B5判

### 介護保険料(65歳以上の方へ)のご案内

▼保険料は、40歳～64歳までの方は、ご加入の医療保険者(国民健康保険、健康保険組合等)を通じて納めていただいておりますが、65歳になると医療保険者による徴収は停止され、市に直接納めていただくことになります。

▼保険料の額は、前年度の所得状況により、条例で14段階に設定されています(表1)。保険料の基準額(表1)中は、市の介護サービスに係る費用と、65歳以上の方の人数等により決められるため、市区町村ごとに異なります。

▼低所得の方の介護保険料の軽減について、平成27年度から、第1段階の方への公費による保険料軽減強化を行っています。令和元年度からは、消費税増税分を活用した更なる軽減強化が実施されるため、第1段階から第3段階までの介護保険料を引き下げています。

表1 介護保険料

段階	対象	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護被保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.375	26,600円
第2段階	市民税世帯非課税で、第1段階に該当しない方で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額×0.575	40,700円
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.725	51,300円
第4段階	市民税世帯課税で、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.85	60,200円
第5段階(基準段階)	市民税世帯課税で、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	70,800円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額×1.15
第7段階		120万円以上125万円未満の方	基準額×1.20
第8段階		125万円以上200万円未満の方	基準額×1.30
第9段階		200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50
第10段階		300万円以上400万円未満の方	基準額×1.65
第11段階		400万円以上600万円未満の方	基準額×1.80
第12段階		600万円以上800万円未満の方	基準額×1.95
第13段階		800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.10
第14段階	1,000万円以上の方	基準額×2.25	159,300円

▼保険料の納め方は、「特別徴収(年金保険者による年金から天引き)」を基本とします。※次の方は「普通徴収(納付書により納付)」となります。

- ①年金が年額18万円未満の方
  - ②年度途中で65歳になった方(65歳の誕生日前日の月の分から徴収)
  - ③年度途中で保険料が変更になった方
  - ④年度途中で他の市区町村から転入した方
- ▼普通徴収の方も、年金受給に係る一定の要件が整い次第、特別徴収に変更になります。また、特別徴収の方で、年度途中で保険料が変更になった場合、普通徴収と特別徴収の両方で納める併用徴収となる場合があります。※特別徴収、普通徴収の選択はできません。
- ▼令和元年度の保険料の通知は、7月初めに次のとおり送ります(年度途中で65歳になった方、保険料や納付方法等に変更のある方には、随時通知を送ります)。
- ①「特別徴収」の方…天引き額を記載した通知を送ります。なお、前年度の所得の確定は6月以降となるため、確定前は「仮徴収(暫定賦課)」、確定後は「本徴収」として納めていただきます。そのため、納期ごとに金額が変わる場合があります。
  - ②「普通徴収」の方…納入通知書と納付書を送ります。なお、口座振替をご利用の方には、保険料の納入通知書のみを送ります。
  - ③「併用徴収」の方…通知書と納付書を送ります。
- ▼納めていただく時期は、特別徴収は年金支給月、普通徴収は年8回(表2)のとおりです。

表2 令和元年度介護保険料の普通徴収納期限

第1期	7月31日(水)	第5期	12月2日(月)
第2期	9月2日(月)	第6期	令和2年1月6日(月)
第3期	9月30日(月)	第7期	令和2年1月31日(金)
第4期	10月31日(木)	第8期	令和2年3月2日(月)

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

で、なるべく「家庭の日」の文字を入れてください。作文は「私の家族」「お父さん」「お母さん」「家族の思い出」などをテーマに800字以内。に題名・学校名・学年組・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記し、9月4日(水)までに市役所1階8番子ども育成課子ども育成係 ☎551・1733

※優秀作品は市役所に展示します。

【問合せ】子ども育成課 ☎551・1733